

2026年度 運営委員募集 町田市消費生活センター運営協議会の活動

「町田市消費生活センター運営協議会(以下運営協議会)」とは

消費者問題に関心の高い市民ボランティアと、市内で活動をしている消費関連団体で構成されている「運営協議会」は、1975年の町田市消費生活センター開設当初から行政と二人三脚でセンターの運営に携わり、開設50周年にあたる2025年4月に「町田市消費生活センター開設50周年記念式典」をホールで執り行いました。

現在、運営協議会は「学習企画部」「テスト部」「広報部」の三部体制で活動しています。

学習企画部・テスト部では、テーマを検討し講師の選定・交渉から当日の運営まですべてに携わっています。

学習企画部



テーマを、日々の生活の中で皆さんが消費者として関心のあることはどのような事かを検討し、食・環境・介護・ネットトラブルなど多岐に渡るよう心がけています。参加された方々からの「とても良い内容だった」「参加して良かった」という感想が、私たちの活動のモチベーションとなっています。

今年度、運営協議会が開設50周年を迎えたのを励みに、気持ちも新たに活動していきたいと思えます。

テスト部

体験を通して学ぶ実習講座を行っています。今年度の「テスト教室」では不要になった携帯電話やデジカメの処分方法を実物で学んだり、電気を安全に使う講義の後に模擬実験とレモンで電池を作り、LEDを点灯し、オルゴールを鳴らして楽しみました。「実習教室」は参加者が持参した大切な衣類の繕い方や衣類に合った手入れ法(洗剤の選び方)を学びました。「料理教室」は国産大豆を使つての豆腐作りみそ作り



教室は食料自給率アップ、食品を余すことなく使うことを学びました。「夏休み子ども教室」は、子ども達にもSDGsを考えてもらおうと「五平餅を作って食品ロスと大切にすることを考えよう」という講座を行いました。

広報部

毎月1回この『消費生活センターだより』を発行しています。学習会・講演会・テスト教室などを取材した記事や、市民の皆さんに知っていただきたい情報を絞り込み紙面を作成しています。『消費生活センターだより』は、市役所・市民センター・図書館など市の施設で配架しているほか、町田市ホームページからもご覧いただけます。また、「町田市消費生活センター運営協議会ブログ」で情報発信をしています。

* * *

この他に、市内で活躍されている消費者団体・関係機関の皆さんと共に消費生活展「まちだくらしフェア」を開催し、くらしに役立つ情報を発信しています。

町田市消費生活センター運営協議会委員募集 一緒に活動してみませんか？

【活動内容】町田市と協働で「くらしと消費に関する教育と啓発活動」を行っています。上記で、ご紹介したいいずれかの部に所属して活動します。

【応募資格】・町田市内在住・在勤・在学の方
・消費者活動に興味・意欲があり、月2~4回活動に参加できる方

【任期】2026年4月1日~2027年3月31日

説明会 ① 2月3日(火)10時~11時30分

② 3月3日(火)10時~11時30分

*① ②どちらかに必ず参加の上ご応募ください。

(説明会の申し込みは参加希望日の4日前まで)

会場 町田市原町田4-9-8 市民フォーラム3階
町田市消費生活センター事業準備室

問い合わせ・申し込み

町田市消費生活センターTel 042-725-8805

相談室 分電盤の点検商法に



ご注意！

「分電盤の点検を無料でします」というチラシや無料点検の電話があって家に来てもらったら、分電盤の交換を勧誘されたという相談が多く寄せられています。以前から屋根やガス給湯器の点検商法が目立っていましたが、今年度は分電盤の点検商法が増えているようです。

事例 1

実家の一人暮らしの高齢の母が電話で勧誘され、分電盤の点検をしてもらった。今日そのまま勧誘されて分電盤の交換工事を契約してしまったという。このまま使用すると火事になるので危ないと言われたらしい。18万円と高額なので、解約できないか。(50代)

事例 2

隣に住む高齢の両親が、家に来た事業者が勧誘され分電盤の交換工事を契約していたようだ。契約書は失くしたらしい。母は判断力に問題がある。今日、事業者が工事に来たので契約したことを知った。工事は中止にしてもらったが、クーリング・オフ期間が過ぎていたので高額なキャンセル料を払えと言われている。納得できない。(60代)

アドバイス

事例 1 は訪問販売であり、契約から8日以内だったのでクーリング・オフできることを伝え、はがきやメールなどで通知を出すよう助言しました。事例 2 はクーリング・オフ期間が過ぎていますが、訪問販売で勧誘され契約しているので、契約解除に伴う損害

賠償等の額に制限があり、「契約の締結及び履行のために通常要する費用」と考えられることを伝え、仕入れの費用などは含まれないことを伝え、交渉したところ、今回はクーリング・オフ扱いで解約することでした。実際に工事が終了し、支払いが済んでいる場合は、返金交渉が難航する場合も多いです。

家庭の電気設備の調査は、電気事業法に基づき法定点検を4年に1度行うことになっています。法定点検は必ず「電気設備安全点検訪問日のお知らせ」を渡し調査日時と訪問する調査員の氏名などを事前にお知らせします。電話による急な訪問や、分電盤更新の営業は一切しません。不審に思ったら必ず電気の契約をしている会社や消費生活センターに問い合わせてください。

通販で宅配荷物の置き配 上手に利用するために！

- ネット通販で商品を注文する際に、初期設定が置き配になっている場合があります。意図せず置き配を選択していないか、注文前によく確認しましょう
 - 置き配を利用する場合は、注文前に利用規約をよく読み、誤配、盗難などがあつた場合の補償の有無や連絡先を把握しておきましょう。
 - 宅配業者からの配達完了通知などで到着を確認したら、早めに引き取りましょう。
 - 玄関先などの指定した場所に置くことで配達を完了する「置き配」は、ネット通販を中心に、急速に普及していますが、誤配、盗難などのリスクもあります。メリットとデメリットを理解して利用しましょう。
- 独立行政法人国民生活センター
見守り新鮮情報 528号 2025年11月20日発行

《消費生活センター 今後のイベント予定》

「国産大豆でみそを手作りしよう！」……1/4 (日) まで申し込み受付中 (抽選)
1/20 (火) 午後1時～午後3時 町田市民フォーラム3階 調理室

「農薬ってどうなの？私たちが上手につきあうには」……1/18 (日) まで申し込み受付中
1/26 (月) 午後1時～午後3時 町田市民フォーラム4階 第2学習室

【お申込み先】 町田市イベントダイヤル 042-724-5656

【お問合せ先】 町田市消費生活センター 042-725-8805